

井草地域区民センター協議会会則

昭和60年1月24日
(05/6)

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、井草地域区民センター協議会（以下「会」という。）と称し、事務所を杉並区下井草五丁目7番22号（杉並区立井草地域区民センター）に置く。

(構成)

第2条 会は、別表（1）に定める地域の住民をもって構成する。

2 前項の地域を「井草地域」と称する。

(目的)

第3条 会は、「住民自治」の精神にもとづき、地域住民相互の交流と活動の便宜の拡大を図り、地域のよりよいまちづくりを進めることを目的とする。

(運営方針)

第4条 会は、政治的に中立を堅持し宗教活動及び営利行為は行わないものとする。

(活動)

第5条 会は、第3条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 組織及び運営

(委員)

第6条 会の運営のため、40名以内の委員を置く。

2 委員は、次の各号に掲げる区分から選出された者をもって当てる。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 各世代等を代表する団体 | 8名以内 |
| (2) 地縁団体 | 10名以内 |
| (3) 各分野の専門委員 | 4名以内 |
| (4) 施設に隣接する住民 | 6名以内 |
| (5) 本会の運営に熱意のある住民 | 12名以内 |

(委員の選出方法)

第7条 委員は、前条第2項の区分にもとづき、原則として井草地域内の居住者か

ら次の方法で選出する。

(1) 各世代等を代表する団体

(ア) 井草地域内に通学区域のある小学校P T A、中学校P T Aの代表の話し合いにより、推薦されたP T A会員 各2名

(イ) 井草地域内に事務所を有する青少年団体、女性団体、高齢者団体、障害者団体（杉並区を単一組織としている団体については、その団体に所属している居住者から申出があった場合は、当該地域内の団体とみなす。）のそれぞれの話し合いにより、推薦された団体員 各1名

(2) 地縁団体

(ア) 井草地域内の町会・自治会、青少年育成委員会のそれぞれの話し合いにより、推薦された会員 各3名

(イ) 井草地域内の商店会のそれぞれの話し合いにより、推薦された会員 2名

(ウ) 井草地域内に事務所を有する消費者団体の話し合いにより推薦された団体員 1名

(エ) 杉並労働調整会議から推薦された会員 1名

(3) 各分野の専門委員

(ア) 井草地域内の青少年委員、体育指導委員のそれぞれの話し合いにより推薦された委員 各1名

(イ) 井草地域内の民生委員の話し合いにより推薦された委員 2名

(4) 施設に隣接している住民

施設に隣接している住民の話し合いにより推薦された者 6名

(5) 本会の運営に熱意のある住民

井草地域内で、本会の運営に熱意のある者の中から委員会で推薦された者 12名

2 前項第1号から第4号により選出される委員の数が所定の数に満たないときは、当該不足する数を地域住民から選出することができる。ただし、地域住民から選出する委員の数が委員総数の半数以上となるときはこの限りでない。

3 委員が任期途中で退任した場合は、同一の区分から補欠委員を選出することができる。

(委員の再選出)

第7条の2 会がやむを得ない理由により必要と認めた場合は、次条第1項の任期(2期)満了後2年以上経過した者のうちから、委員を選出することができる。

2 前条の規定は、委員の再選出について準用する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、1期2年とし、2期を原則とする。

2 前条により再選出された委員の任期は、2年とし、1期を限度とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間をもって1期とする。

4 会の運営上必要な場合、委員会の承認を得て、1期を限度に延長することができる。ただし、会長職にあった委員はこの限りではない。

(役員)

第9条 会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 若干名

(3) 会計監事 2名

(4) 部 長 4名

(5) 副 部 長 4名

2 会長、副会長、会計監事は、委員の互選により選出する。

3 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会 長 会を代表し、会務を総括する。

(2) 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 会計監事 会の会計監査を行う。

(4) 部 長 部を代表する。

(5) 副 部 長 部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。

(部 会)

第10条 会の事業を分担処理するため次に掲げる部会を置く。

(1) 総 務 部

(2) 広 報 部

(3) コミュニティ部

(4) 講座運営部

2 委員は話し合いのうえでいずれかの部に属するものとする。ただし、会長、会計監事は部員になることはできない。

3 各部には、部員の互選によって選出した部長及び副部長を置く。

(任 務)

第 11 条 部の担当事務は次のとおりとする。

(1) 総務部

(ア) 委員との連絡調整に関すること。

(イ) 区との連絡調整に関すること。

(ウ) 会の経理、出納に関すること。

(エ) 他の地域活動団体との連絡調整に関すること。

(オ) 事務局に関すること。

(カ) 委員選出の事務に関すること。

(キ) その他、各部に属さない事項に関すること。

(2) 広報部

(ア) 広報紙の立案、発行及び配布に関すること。

(イ) ホームページの立案及び運営に関すること。

(3) コミュニティ部

(ア) コミュニティづくりの推進に関すること。

(イ) 集会所を中心とする事業の実施に関すること。

(ウ) 利用者との懇談に関すること。

(4) 講座運営部

文化的・体育的事業の立案および実施に関すること。

(顧 問)

第 11 条の 2 会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が会長経験者の中から委員会に諮り委嘱する。

3 顧問の任期は、1 期 2 年とし 2 期を限度とする。

4 顧問は、会長の諮問に応じる。

(事 務 局)

第12条 会に関する事務を処理するため、会に事務局を置く。

2 事務局に局長その他の職員を置くことができる。

第3章 会 議

(会議の種類)

第13条 会の会議は、総会、臨時総会、役員会、委員会、部会の5種類とする。

(会議の招集、審議等)

第14条 総会、臨時総会、役員会、委員会は会長が、部会は部長が招集する。

2 総会は年度の初めに、臨時総会は委員の3分の2以上の賛成を得て必要の都度開催し、次の事項の審議を行う。開催通知は、地域広報及び区民センター並びに集会所の掲示板等をもって行う。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業、会計及び会計監査の報告の認定に関すること。

(3) 委員の承認に関すること。

(4) 会則に関すること。

(5) その他会長が提案したこと。

3 役員会は、役員をもって構成し、次の事項の審議等を行う。

(1) 委員会に提案すべき事項に関すること。

(2) 緊急を要する案件に関すること。

4 委員会は、委員全員をもって構成し、公開を原則として、次の事項の審議等を行う。

(1) 総会及び臨時総会に提案すべき事項に関すること。

(2) 会長から提案された事項に関すること。

(3) 各部の計画及び施行に関すること。

5 役員会、委員会は、構成員の過半数の出席者をもって成立する。

6 部会は、部員全員をもって構成し、それぞれの部の担当事務に関する審議等を行う。

(採 決)

第15条 会議の議事については、別に定めるものを除くほか、出席者（次条に定め

るものを除く。)の過半数をもって決する。

(会議への特別参加)

第16条 会議の招集権者は、必要に応じ担当の区職員等を会議に参加させることができる。

第4章 そ の 他

(会 計)

第17条 会の経費は、杉並区からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(委 任)

第18条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は委員会に諮って会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和59年10月22日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年10月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年4月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成5年4月28日から施行する。

区民センターの開設に伴い選出された委員の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成6年10月20日までとする。

附 則

この会則は、平成8年5月21日から施行する。

ただし、第6条及び第7条第1項第4号については、平成8年10月の臨時総会の日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年5月21日から施行する。

ただし、第6条及び第7条第1項第4号については、平成8年10月1日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成8年10月1日から施行する。
2. 八成区民集会所の開設に伴い選出された委員（2名）の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず平成11年3月31日までをもって1期とする。

委員改選時期について

従来、井草地域集会施設運営協議会委員の改選時期は委員の任期が満了する年度の10月であり、会計年度満了の3月とは一致していなかった。今般、第4次運営協議会研究会から、各運営協議会の判断により、委員の改選時期を調整することを認める旨の報告があった（第1次中間報告）。そこで、当井草地域集会施設運営協議会では委員の改選時期と年度とを一致させるために現委員の任期を延長することが、平成8年6月の定例委員会で承認された。

以上の経緯を踏まえて第5期及び第6期の委員については、会則第8条第1項の規定にかかわらず、会則第14条第2項第4号の規定に基づき、下記のとおりその任期を延長するものとする。

記

- 1 第5期の委員の2期目の任期については、平成9年3月末日までとする。
- 2 第6期の委員の1期目の任期については、平成9年3月末日までとする。

附 則

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年6月1日から施行する。

委員の改選時期について（平成16年5月25日総会）

井草地域集会施設運営協議会委員の改選時期は、委員の任期が満了する年の3月末日とすることを、平成8年6月の定例委員会の承認により、改められ今日に至っている。

以来、経年の運営協議会の運営に当り、委員承認のため3月に臨時総会を開催する必要があること、また、PTAなどの推薦団体は、新年度の体制が整わないために委員の推薦が得られない現状にある。

そこで、これらの問題を改善するため、改選される委員の承認は、定期総会で行うよう改選時期を改正し、現委員の任期を2ヶ月間延長することが、平成16年3月の定例委員会で承認された。

以上の経緯を踏まえて、第10期委員の任期については、会則第8条第1項の規定にかかわらず、会則第14条第2項第4号の規定に基づき下記のとおりとする。

記

- 1 委員の任期 任期が満了する年の5月末日
- 2 現委員の任期 現第10期委員（9期委員2期目、10期委員1期目）の任期については、平成17年5月末日とする

附 則

- 1 この会則は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第1条については、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この会則による改正後の井草地域区民センター協議会は、この会則による改正前の井草地域集会施設運営協議会と同一性をもって存続するものとし、井草地域集会施設運営協議会に属した財産その他一切の権利義務は、井草地域区民センター協議会が引き継ぐものとする。
- 3 この会則の改正の際、現に選出されている井草地域集会施設運営協議会委員についても、前項の経過既定を準用し、委員の任期等、第2章の既定はすべて従前の例によるものとする。

